

医官及び歯科医官に対する初任実務研修に関する訓令を次のように定める。

昭和55年5月23日

防衛庁長官 細 田 吉 蔵

## 医官及び歯科医官に対する初任実務研修に 関する訓令

改正 昭和59年 6月30日庁訓第37号  
昭和62年 5月21日庁訓第22号  
昭和63年12月13日庁訓第40号  
平成 9年 9月 1日庁訓第36号  
平成13年 1月 6日庁訓第 2号  
平成16年 5月28日庁訓第53号  
平成18年 3月27日庁訓第12号  
平成18年 5月30日庁訓第73号  
平成18年 7月28日庁訓第83号  
平成19年 1月 5日庁訓第 1号  
平成21年 6月30日省訓第41号  
令和元年11月29日省訓第26号  
令和 4年 3月15日省訓第10号  
令和 4年 3月31日省訓第49号

医官等に対する初任実務研修に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第39号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この訓令は、医師である自衛官（以下「医官」という。）及び歯科医師である自衛官（以下「歯科医官」という。）に対する初任実務研修（以下「研修」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研修病院 医師法（昭和23年法律第201号）第十六条の二第一項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第十六条の二第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた医官又は歯科医官の初任実務研修を実施する病院をいう。
- (2) 基幹型臨床研修病院 研修病院のうち、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号。以下「医師臨床研修省令」という。）第3条第1号の区分の指定を受けた自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）第1条に規定する病院をいう。
- (3) 単独型臨床研修施設 研修病院のうち、歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年厚生労働省令第103号。以下「歯科医

師臨床研修省令」という。)第3条第1号の区分の指定を受けた自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令第1条に規定する病院をいう。

- (4) 管理型臨床研修施設 研修病院のうち、歯科医師臨床研修省令第3条第2号の区分の指定を受けた自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令第1条に規定する病院をいう。
  - (5) 研修協力施設 医官の研修にあつては、研修病院と共同して医官の研修を行う施設であつて、医師法第十六条の二第一項の指定を受けた病院及び大学の医学部又は大学附置の研修所の附属施設である病院以外のものをいい、歯科医官の研修にあつては、研修病院と共同して研修を行う施設であつて、歯科医師法第十六条の二第一項の指定を受けた病院及び歯学又は医学を履修する課程を置く大学に附属する病院以外のものをいう。
  - (6) 研修プログラム 医師臨床研修省令第4条第1項第13号又は歯科医師臨床研修省令第4条第1項第10号(歯科医師臨床研修省令第5条第1項において準用する場合を含む。)に規定する研修プログラムをいう。
  - (7) 研修管理委員会 医師臨床研修省令第4条第1項第12号又は歯科医師臨床研修省令第4条第1項第9号(歯科医師臨床研修省令第5条第1項において準用する場合を含む。)に規定する研修管理委員会をいう。
  - (8) プログラム責任者 医師臨床研修省令第4条第1項第14号又は歯科医師臨床研修省令第4条第1項第11号(歯科医師臨床研修省令第5条第1項において準用する場合を含む。)に規定するプログラム責任者をいう。
  - (9) 臨床研修指導医 医師臨床研修省令第4条第1項第15号に規定する臨床研修指導医をいう。
  - (10) 指導歯科医 歯科医師臨床研修省令第4条第1項第12号(歯科医師臨床研修省令第5条第1項において準用する場合を含む。)に規定する指導歯科医をいう。
- (研修の目的)

**第3条** 研修は、医官及び歯科医官が適切な指導責任者の下に、診療に関する知識及び技能を練磨するとともに、医官及び歯科医官としての資質の向上を図ることを目的とする。

(臨床研修との関係)

**第4条** 医官又は歯科医官に対する研修は、医師法第16条の2第1項又は歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)の内容を具備しなければならない。

(研修の実施)

**第5条** 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)は、別に定める医科歯科幹部候補生課程を修了した医官及び歯科医官に対し、引き続き研修を行うものとする。

2 幕僚長は、新たに幹部自衛官として採用された医官又は歯科医官について、必要

と認めるときは、研修を行わなければならない。

(研修の実施場所)

**第6条** 医官又は歯科医官の研修は、研修病院及び研修協力施設において行う。

(研修実施の委託及び受託)

**第7条** 幕僚長は、防衛医科大学校病院において設けられた研修プログラムに従い医官又は歯科医官の研修を行う場合は、防衛医科大学校長に委託して行う。

2 幕僚長は、他の幕僚長の監督を受ける基幹型臨床研修病院、単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設において設けられた研修プログラムに従い医官又は歯科医官の研修を行う場合は、これらの病院を監督する幕僚長に委託して行う。

3 防衛医科大学校長又は幕僚長は、前2項の規定により委託があつた場合には、特に支障がない限りこれを受託しなければならない。

(初任実務研修管理委員会)

**第8条** 医官及び歯科医官の研修に係る基本方針について審議するため、防衛省に初任実務研修管理委員会を置く。

2 初任実務研修管理委員会は、衛生監、防衛医科大学校病院長、統合幕僚監部後方補給官、陸上幕僚監部衛生部長、海上幕僚監部首席衛生官、航空幕僚監部首席衛生官、自衛隊中央病院長、自衛隊入間病院長、自衛隊横須賀病院長その他防衛大臣の指定する者をもつて構成する。

3 初任実務研修管理委員会は、衛生監が招集し主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、初任実務研修管理委員会の運営等に関し必要な事項は衛生監が定める。

(研修管理委員会)

**第9条** 研修管理委員会は、初任実務研修管理委員会の基本方針を受け、医官及び歯科医官の研修に係る基本的事項について審議を行うものとする。

(研修の期間)

**第10条** 研修の期間は、2年とする。ただし、幕僚長は、やむを得ない事情があると認めるときは、防衛大臣の承認を得て当該期間を延長することができ、研修の目的が達成されたと認めるときは、防衛大臣の承認を得て当該期間を短縮することができる。

(研修の評価等)

**第11条** 臨床研修指導医及び指導歯科医は、研修医官及び研修歯科医官ごとに研修の成果をプログラム責任者に研修管理委員会の定める順序を経て提出するものとする。

2 防衛医科大学校長又は幕僚長は、受託による医官及び歯科医官の研修が修了したときは、研修管理委員会の評価について研修を委託した幕僚長に速やかに通知するものとする。

(防衛大臣に対する報告)

**第12条** 幕僚長は、研修を開始し、中断し又は修了したときは、別記様式により速や

かに防衛大臣に報告しなければならない。

- 2 幕僚長は、医師法第16条の6第1項に規定する医籍への登録を受けた者及び歯科医師法第16条の4第1項に規定する歯科医籍への登録を受けた者について、その登録の翌月末までに取りまとめ、防衛大臣に報告するものとする。

(委任規定)

**第13条** この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、防衛医科大学校長及び幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和55年5月23日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に実施されている初任実務研修については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第37号) (抄)

この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (昭和62年5月21日庁訓第22号)

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則 (昭和63年12月13日庁訓第40号)

この訓令は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則 (平成9年9月1日庁訓第36号)

- 1 この訓令は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日 (以下「施行日」という。)の前日において、この訓令による改正前の医官及び歯科医官に対する初任実務研修に関する訓令の規定に基づき現に初任実務研修を受けている医官及び歯科医官の当該初任実務研修を受けていた期間については、この訓令による改正後の医官及び歯科医官に対する初任実務に関する訓令の第9条第1項に規定する研修の期間とみなす。

附 則 (平成13年1月6日庁訓第2号) (抄)

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成16年5月28日庁訓第53号)

- 1 この訓令は、平成16年5月28日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に実施されている医官に対する初任実務研修については、この訓令による改正前の医官及び歯科医官に対する初任実務研修に関する訓令第14条第2項を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月27日庁訓第12号)

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。
- 2 第89条の改正規定により、統合幕僚長は、この訓令の施行の日に、第4条第3項に規定する長官への上申 (以下この項において「上申」という。)をしなければならない。ただし、上申をしようとする搜索救助管轄区域及び区域調整官が航空救難に関する訓令 (昭和35年防衛庁訓令第56号) 第6条第3項の規定により

現に定められている救難区域及び区域指揮官と同一のものである場合には、その旨を長官に報告することをもって上申に代えることができる。

附 則（平成18年5月30日庁訓第73号）

- 1 この訓令は、平成18年5月30日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に実施されている歯科医官に対する初任実務研修については、この訓令による改正前の医官及び歯科医官に対する初任実務研修に関する訓令第14条第3項に定める事項を除き、なお従前の例による。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年6月30日省訓第41号）

- 1 この訓令は、平成21年6月30日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に実施されている医官に対する初任実務研修については、なお従前の例による。

附 則（令和元年11月29日省訓第26号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日省訓第10号）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和4年3月31日省訓第49号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第12条関係）

初任実務研修 開始  
中断  
修了 報告書

区 分				
医 官	基幹型 臨床研修 病院	防 衛 医 科 大 学 校 病 院	自 衛 隊 中 央 病 院	
	研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	
	研修人員 （中断した場 合はその人 員）	人	人	
	研修概況等			
歯 科 医 官	単独型 臨床研修 施設 又は 管理型 臨床研修 施設	自 衛 隊 中 央 病 院	自 衛 隊 入 間 病 院	自 衛 隊 横 須 賀 病 院
	研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
	研修人員 （中断した場 合はその人 員）	人	人	人
	研修概況等			

- 備考 1. 研修概況等欄には、研修の概況その他特記すべき事項を記入する。
2. 研修を中断し、医師臨床研修省令第16条第3項又は歯科医師臨床研修省令第16条第3項に基づき臨床研修中断証の交付を行った場合は、その写しを添付する。